

令和8年3月26日
文化課 文化財保護・活用室
文化財指導担当 大橋・加藤
内線 3337 直通 0952-25-7232
E-mail: bunkazaihogo@pref.saga.lg.jp

旧藤生家住宅主屋ほか1件（唐津市）が国の登録有形文化財（建造物）として答申されました

令和8年3月26日（木曜日）に開催の国の文化審議会（島谷 弘幸^{しまたに ひろゆき}会長）において、新たに139件の建造物を登録有形文化財として登録するよう、文部科学大臣に答申されました。

このうち、佐賀県関係では、旧藤生家住宅（唐津市）の建造物2件が答申されました。

新たに登録されると、県内における登録有形文化財（建造物）の合計は55箇所135件となります。

なお、答申された建造物は、下記及び別紙のとおりです。

記

答申された建造物（2件）

名 称	きゅうふじお けいじゅうたくしゅおく 旧藤生家住宅主屋 きゅうふじお けいじゅうたくべんじょけんつき みべや 旧藤生家住宅便所兼月見部屋
所 在 地	佐賀県唐津市江川町627
登録基準	(一)

〔参考〕登録有形文化財登録基準（平成17年3月28日文部科学省告示第44号）
建造物の部
建築物、土木構造物及びその他の工作物（重要文化財及び文化財保護法第182条 第2項に規定する指定を地方公共団体が行っているものを除く。）のうち、原則として建設後50年を経過し、かつ、次の各号のいずれかに該当するもの

- 一 国土の歴史的景観に寄与しているもの
- 二 造形の規範となっているもの
- 三 再現することが容易でないもの

旧藤生家住宅主屋ほか1件（唐津市）の登録について

1. 名称：きゅうふじおけじゅうたくしゅおく旧藤生家住宅主屋
きゅうふじおけじゅうたくべんじょけんつきみべや旧藤生家住宅便所兼月見部屋 計2件
2. 所在地：佐賀県唐津市江川町 627
3. 建設年代等：下記のとおり
主屋：明治前期／昭和中期・平成30年改修
便所兼月見部屋：明治前期／大正前期増築
4. 登録基準：(一) 国土の歴史的景観に寄与しているもの
5. 概要：下記のとおり

旧藤生家住宅は唐津城下の北西部、呼子街道に北面する明治前期建設の旧薬問屋。主屋は、二階建切妻造棧瓦葺で北東にカマヤを付属。東に土間、西に二列に部屋を配し、南西の座敷は床・床脇・付書院を備え、七宝の釘隠を飾る。正面庇の腕木に大振りの持送を付し、街道の景観をつくる町家。

便所兼月見部屋は主屋の南に廊下で接続される付属屋。二階建切妻造棧瓦葺で一階は便所を設ける。梯子で上がる二階は月見部屋と称し、大正前期に増築。東・西面に窓を開け、棹縁天井を低く張った独特な部屋。皮付丸太の柱や軒桁など、数寄屋風の渡廊下とともに商家の生活の様相を示す。



主屋 外観（北西より見る）



主屋 御座敷内部（東より見る）



便所兼月見部屋 東面外観



2階月見部屋 内部（北西より見る）